

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

青森県ひとり親世帯等臨時特別 給付金（低所得のひとり親世帯分）の ご案内

ひとり親世帯の支援のため、給付金の支給を実施します！

1. 支給対象者

- 令和5年度『子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)』（令和5年度国給付金）を受給された方

(以下の①～③のいずれかに該当する方)

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

- 支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

*お問い合わせは、下記までお電話ください。

■青森県健康福祉部こどもみらい課

017-734-9303 (受付時間：平日8:30～17:15)

■十和田市役所健康福祉部こども支援課

「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」窓口

0176-51-6716

3. 給付金の支給手続き

■令和5年度国給付金を、青森県又は青森県内の市から受給された方

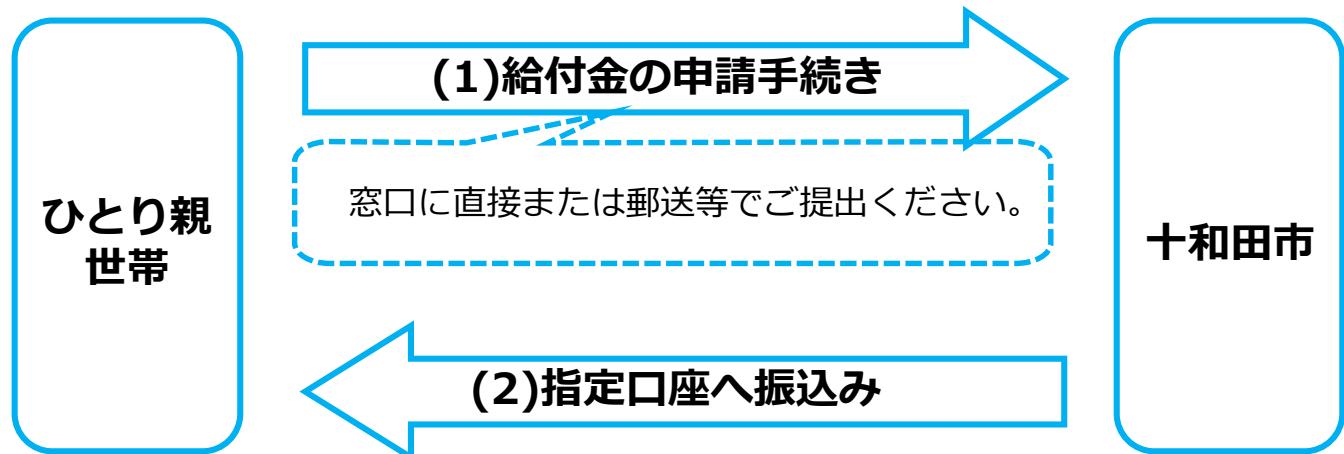
- ▶ 給付金は、申請不要で受け取れます。
- ▶ **8月末頃**、令和5年度国給付金を支給した口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を返送してください。
- ※ 国給付金の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

■上記以外の方（令和5年度国給付金を、県外自治体から受給された方）

- ▶ 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに十和田市の窓口に直接、または郵送等でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に可能な限り速やかに振り込みます。



「青森県ひとり親世帯等臨時特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村やこども家庭庁（の職員）などをかたつた不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。